

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県三沢市大字三沢字上屋敷163番地63
有限会社ループ
取締役 田嶋 さきの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 令和3年10月18日
許可の有効年月日 令和8年8月31日

1. 事業の範囲
別表のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し
3. 許可の条件
無し
4. 許可の更新又は変更の状況
平成18年6月15日 新規許可
平成23年9月1日 更新許可
平成28年10月28日 更新許可
令和3年10月18日 更新許可
5. 積替え許可の有無 無し
市名 ー 許可番号 ー
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

別表

特別管理産業廃棄物の種類																											
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)																				○							
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)																				○							
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)																				×							
感染性産業廃棄物																				○							
特定有害産業廃棄物																											
廃ポリ塩化ビフェニル等																				×							
ポリ塩化ビフェニル汚染物																				×							
ポリ塩化ビフェニル処理物																				×							
廃水銀等																				×							
指定下水汚泥																				×							
廃石綿等																				○							
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	
	鉍さい	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	
	ばいじん	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	
	燃え殻	—	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	×	
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	×	—	×	—	
	汚泥	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃酸	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	備考																										

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

有限会社ループ
取締役 田嶋 さきの 殿

青森県三八地域県民局環境管理部長
(公 印 省 略)

特別管理産業廃棄物処理業の許可について

このことについて、別添のとおり許可されたところですが、営業に当たっては、下記事項を遵守し適切に行ってください。

なお、従前の許可証は、速やかに当部へ返納してください。

記

- 1 産業廃棄物管理票に係る処理業者の責務（法第12条の3第3項、第4項又は第5項）
- 2 産業廃棄物管理票の保存義務（法第12条の3第9項又は第10項）
- 3 産業廃棄物管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることの禁止（法第12条の4第2項）
- 4 特別管理産業廃棄物処理基準遵守義務（法第14条の4第12項）
- 5 処理困難時の通知義務及び処理困難通知の保存義務（法第14条の4第13項及び第14項）
- 6 再委託の禁止（法第14条の4第16項）
- 7 帳簿記載保存義務（法第14条の4第18項において準用する法第7条第15項及び第16項）
- 8 変更許可申請義務（法第14条の5第1項）
- 9 変更(廃止)届出義務（法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項）
- 10 欠格要件該当届出義務（法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項及び第5項）
- 11 名義貸しの禁止（法第14条の7）
- 12 県外産業廃棄物の搬入事前協議に係る処理業者の責務（条例第7条）

「法」 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「条例」 … 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

三八地域県民局環境管理部

主幹 玉熊 義久

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7

TEL : 0178-27-5111(代) FAX : 0178-27-1922



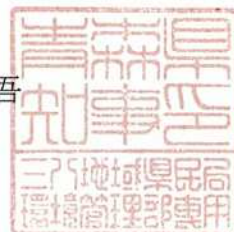
指令第286号

青森県三沢市大字三沢字上屋敷163番地63
有限会社ループ

令和3年8月25日付けで許可申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により許可する。

令和3年10月18日

青森県知事 三村 申吾



- 1 事業の範囲
裏面のとおり
- 2 許可の期限
令和8年8月31日

許可番号	00250125698
------	-------------

特別管理産業廃棄物の種類																										
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)																				○						
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)																				○						
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)																				×						
感染性産業廃棄物																				○						
特定有害産業廃棄物																										
廃ポリ塩化ビフェニル等																				×						
ポリ塩化ビフェニル汚染物																				×						
ポリ塩化ビフェニル処理物																				×						
廃水銀等																				×						
指定下水汚泥																				×						
廃石綿等																				○						
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
	鉍さい	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	ばいじん	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×
	燃え殻	—	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	×
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	×	—	×	—
	汚泥	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃酸	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	備考																									

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの